

コロナ禍における 生活困窮者支援の課題

NPO法人 抱樸

東八幡キリスト教会

NPO法人 ホームレス支援全国ネットワーク

一般社団法人 全国伴走型支援推進協会

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

一般社団法人 全国居住支援法人協議会

公益財団法人 共生地域創造財団

奥田知志

■ 団体概要



活動開始 1988年12月 (北九州越冬実行委員会)
法人設立 2000年11月 (2004年より『認定NPO』)
正会員数 183人 賛助会員数 204人
法人会員数 5社
ボランティア 約1,500人 職員数 110人
年間寄付 3000万円～5000万円

活動エリア 福岡県 (北九州市、中間市、福岡市) 山口県 (下関市)
自立者数 約3,500人 継続サポート約2,000人
自立達成率 90% (6か月の支援プログラム)
自立生活継続率 92%
就労率 56.6%



■ 抱樸の活動



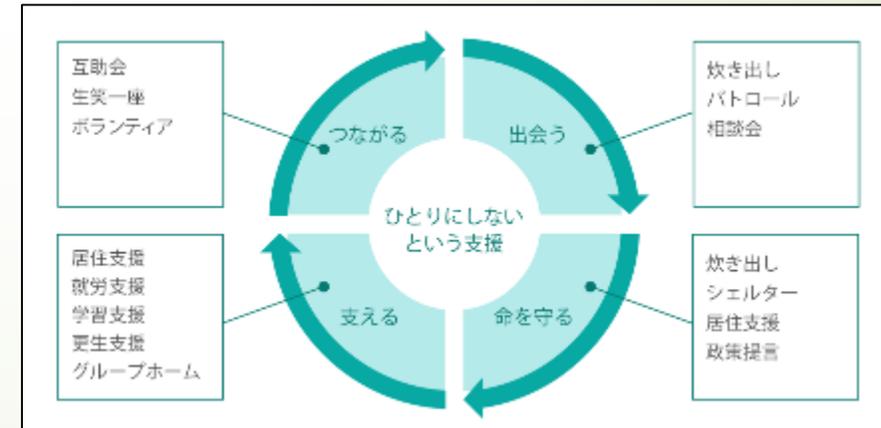
社会に居場所がない。困っているのに、「助けて」と言える誰かがいない。生きることに疲れ果て、自分が困っていることにさえ気づけない。— 私たちの周りには、見えるところにも、そして見えないところにも、多くの孤立と困窮の現実があります。

私たちは、誰も取り残されない社会をつくりたい。誰もがありのままの状態を受け入れられる社会をつくりたい。「自己責任」と、家族の役割ばかりが大きくなっていく風潮の中で、何の心配もせずに「助けて」と言える社会をつくりたい。

32年の活動を通して、ホームレスの数は減少しました。

路上で生活する人が減っても、見えない貧困は増えています「ネットカフェ難民」という言葉に象徴されるような、見えづらくなった貧困。そして、本当に困ってしまったときに頼れる他者がいないという社会的な孤立。

貧困、格差、そして孤立はもはや常態化しています。もし、いざと言うときに頼れる人が誰も思い浮かばなかったら、あなたも「家のあるホームレス」かもしれません。私たちはそんな社会をどうしても変えたい。北九州から日本中に、誰も孤立しない社会を広げます。



NPO法人抱樸の概要

4

◆沿革

- | | | | |
|---------|---|---------|---------------------------------|
| 1988/12 | 北九州越冬実行委員会発足（現法人の前身） | 2012/10 | 福岡県「ふくおか共助社会づくり活動表彰」受賞 |
| 2000/07 | 臨時総会にてNPO法人の設立を決定。
名称「北九州ホームレス支援機構」 | 2013/09 | 抱樸館北九州・デイサービスセンター抱樸（ほうぼく）開所 |
| 2000/11 | 「NPO法人北九州ホームレス支援機構」認証 | 2013/10 | 多機能型事業所ほうぼく（抱樸）開所 |
| 2004/09 | 「ホームレス自立支援センター・北九州」開所。 | 2013/10 | 「子どもに対する学習支援モデル事業」開始 |
| 2004/12 | 国税庁より「認定NPO法人」に認定される | 2013/11 | 北九州市「認定NPO法人」認定 |
| 2007/04 | 自立生活援助ホーム「抱樸館下関」開所 | 2014/07 | 団体名称を「抱樸（ほうぼく）」に変更 |
| 2008/09 | 社会福祉法人グリーンコープとの協働により
福岡市で巡回相談を開始 | 2014/07 | 公益財団法人社会貢献支援財団「社会貢献活動表彰」受賞 |
| 2009/02 | 北九州市内にて「緊急シェルター抱樸館」を開所 | 2015/04 | 中間市生活困窮者自立支援事業開始 |
| 2009/02 | 「ふくおか社会貢献活動表彰（NPO・ボランティア団体と企業との協働部門）」を
（株）サンキュードラッグと共に受賞 | 2016/12 | 読売福祉文化賞 受賞 |
| 2009/10 | 浄土宗・第3回「共生（ともいき）・地域文化大賞」受賞 | 2017/01 | 第1回賀川豊彦賞 受賞 |
| 2010/05 | 社会福祉法人グリーンコープによる困窮者
支援施設「抱樸館福岡」開所 運営に協力 | 2017/09 | 居住支援事業 開始 |
| | | 2017/10 | あらたな抱樸館下関計画検討開始
（現抱樸館下関 閉館） |
| | | 2017/11 | 理事長奥田が糸賀一雄記念賞を受賞 |
| | | 2017/12 | 福岡県より居住支援法人の指定を受ける |
| | | 2018/05 | ほうぼく第2作業所 事業開始
「グループホーム抱樸」開設 |

日本バプテスト連盟 東八幡キリスト教会牧師

NPO法人抱樸 理事長

東八幡キリスト教会 牧師

NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク 理事長

公益財団法人共生地域創造財団 代表理事

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事

一般社団法人全国居住支援法人協議会 共同代表

一般社団法人日本伴走型支援協会 共同代表

厚労省審議会、国交省審議会委員など



理事長 奥田知志

《プロフィール》

1963年滋賀県生まれ。1990年東八幡キリスト教会牧師として赴任、同時に、学生時代から始めた「ホームレス支援」を、ボランティアとしてだけでなく、教会の課題として継続し、北九州市において3,400人（2019年2月現在）以上のホームレスの人々を自立に導いたNPO法人抱樸（旧北九州ホームレス支援機構）の理事長。

毎日新聞福祉顕彰、読売新聞福祉文化賞、第一回賀川豊彦賞、第19回糸賀一雄記念賞

NHKのドキュメンタリー番組「プロフェッショナル仕事の流儀」にも2度取り上げられ、著作も多数と広範囲に活動を広げている。

【著作】「もう一人にさせない」（いのちのことば社）、「助けてと言える国へ」（茂木健一郎氏共著・集英社新書）、

「生活困窮者への伴走型支援」（明石書店）、「いつか笑える日が来る」（いのちのことば社）

新刊「逃げ遅れた「伴走者」」（本の種出版）他

コロナ禍と住居喪失危機

日本の感染者 39.6万人 (2/3) (新規最高7882人 1/8)

死者6072人 (2/3) 過去最高120人/日 (2/3)

① コロナ関連失業者数 74,055人

(コロナに関連した雇用調整状況の解雇等見込み労働者数11月27日集計分)

② 住居確保給付金数 (12か月まで延長: **21年3月**)

(2019年度) 約4千件

(2020年度) 約10万件 (4~9月)

③ 緊急小口貸付数 (2018年度) 7,145件 (2020年度) 84.8万件 (12月2日現在)

④ 総合支援貸付数 (2018年度) 421件 (2020年度) 50.7万件 (12月2日現在)

※2020年10月の自殺者数 2153人 (前年の4割増)

👉10月 自殺 1日70人

① コロナによる死者

6072人（2月21日～2月3日 346日間）

☞ 一日平均 17.5人

② 自殺者数

19101人（1月1日～11月30日 334日）

☞ 一日平均 57人

※ コロナ感染者への対応・・・医療関係者

※ 自殺念慮者への対応・・・？

☞ 長崎誰でもゲートキーパー作成

支援者目線から **当事者目線**へ

1) 気づく 2) 聴く 3) つなぐ 4) つながる（見守り）☞ 孤立防ぐ

③ 若者の死因 【2020年自殺白書】

年代別の死因順位⇒15～39歳 第1位自殺⇒先進国（G7）では日本のみ

④ 子どもの自殺

要因6割不明⇒なぜ、「助けて」と言えないのか？

自己責任論社会



目次－４つの課題

- 1、孤立問題
- 2、コロナ関連① 相談支援体制強化
- 3、コロナ関連② 生活保護申請増加に備える
- 4、コロナ関連③ 住居確保給付金後の居住支援
- 5、コロナ関連④ 貸付金のその後
- 6、居住支援基本法の制定



1、孤立問題

①孤立の実情—ホームレス支援から見た二つの困窮

1) 路上で…「畳の上で死にたい」

2) 自立後…「俺の最期は誰が看取ってくれるか」

☞「何が必要か」 住居、保証人、職、健康保険、携帯、弁護士

☞「誰が必要か」 心配してくれる人、一緒にいてくれる人、感謝してくれる人

3) 二つの困窮

☞ **経済的困窮**(ハウズレス) ※ハウズとホームは違う

☞ **社会的孤立**(ホームレス)

4) ホームレス中学生の現実(ホームレス襲撃事件)

☞「家があっても帰るところがない。誰からも心配されていない。

俺はホームレスだからその気持ちわかるけどなあ」

☞ 路上の風景の全国化…「時代が路上に追いついた」

孤立の現状 社会的孤立の調査 OECD諸国の比較

※相対的貧困率(2012年) 米国17.4% 日本16.1%

「家族以外の人」と交流のない人の割合 (国際比較)

○ 日本では「友人、同僚、その他の人」との交流が「全くない」あるいは「ほとんどない」と回答した人の割合が15.3%あり、OECDの加盟国20か国中最も高い割合となっている。



(注) 友人、職場の同僚、その他社会団体の人々(協会、スポーツクラブ、カルチャークラブなど)との交流が、「全くない」あるいは「ほとんどない」と回答した人の割合(合計)

(出典) OECD, Society at Glance: 2005 edition, 2005, p8

日本↓ お金もないが友達もいない

米国↓ お金はないが友達はある

2018年1月18日英国「孤独問題担当大臣」新設 国家損失年間4.9兆円（320億ポンド）

英国の孤立率 5%（日本15.3%）

※赤十字社など13の福祉団体連携⇒2017年に約1年間かけて調査実施

◆英国孤独の実態

- ①英国（6500万人）で900万人以上が「常に」あるいは「しばしば」孤独感あり
- ②内3分の2が「生きづらさ」感あり
- ③月に一回会話なし高齢者が20万人
- ④身体障害者の4人に1人が日常的「孤独」
- ⑤子どもを持つ親の4分の1が「常に、しばしば孤独」
- ⑥400万人以上の子どもが「孤独」でチャイルドライン（相談窓口）に相談
- ⑦「孤独が人の肉体的、精神的健康を損なう」と警告。

※孤独の健康被害⇒肥満・一日に15本喫煙よりも有害

孤立の現実と課題

①英国対比

日本・・・人口約2倍 孤立率・・・約3倍

※単純計算で30兆円の国家損失

②英国医療現場⇒『Social prescribing（社会的処方）』

『薬』ではなく『社会関係』（の改善策）を処方する⇒医療費20%縮小

③三木清「人生論ノート」から・・・孤独は街にある

「孤独といふのは獨居のことではない。獨居は孤独の一つの條件に過ぎず、しかもその外的な條件である。むしろひとは孤独を逃れるために獨居しきへするのである。」

「**孤独は山になく、街にある。一人の人間にあるのでなく、大勢の人間の『間』にあるのである。孤独は『間』にあるものとして空間の如きものである。「真空の恐怖」—それは物質のものでなくて人間のものである。」**

孤立のリスク

14

①自分自身からの疎外(自己認知不全)

⇒不安さえ感じられない

⇒社会保障の目的・・・自律の支援

「個人が人格的に自律した存在として主体的にみずからの生き方を追求していくことを可能にするための条件整備」「人間が生まれて自律的個人へと向かって成長し、不完全ながらも自律性を保持しながら、自らの人生の物語を紡いでいくうえでの条件整備のための制度」(菊池馨実著『社会福祉再考－<地域>で支える－』岩波新書)

②生きる意欲や働く意欲の低下

⇒人は何のために働くのか・・・お金、食べるため(内発的動機)

⇒人は誰のために働くのか・・・愛する人のため(外発的動機)◎

③社会的サポートとつながらない

⇒どれだけ良い制度を創ってもつながらないとないと同じ

④対処の遅延で問題深刻化・意欲一層低下⇒社会保障費の増大

※孤立・孤独におけるリスク、社会コスト、対策の費用対効果の検証を実施

※孤立問題を総合的に施策の横軸とする



コロナ関連①

相談支援体制強化

1、相談支援体制の強化

1) 現状

- ①給付・貸付でしのいでいる⇒生活保護は急増していない
- ②生活困窮者支援制度における個別支援計画・個別支援が追い付かない
 - ☞このままでは孤立の弊害が出る
- ③アウトリーチ加配（三事業一体型のみ）10/10
 - ☞コロナ特別枠を活用した自治体は全社協の調べでは25%程度
- ④超過勤務手当・休日出勤手当などへの対応なし
 - ☞委託契約の事業所は年間の委託料が決まっている

2) 課題

- ①相談員の増員
 - ☞自治体における加配活用などの国による推奨
- ②相談員の待遇向上（超過勤務・休日出勤保障）
- ③重層的支援体制整備事業の実施徹底（介護・障害・困窮・子育て4事業一体化）
 - ☞4月以後実施
 - ☞手上げ自治体で実施では足りない
 - ※+都市部等重点地区を国が指導
 - ※生活困窮者自立支援の本質☞人が人を支える・ひとりにしない



コロナ関連②

生活保護申請増加に備える

1) 現状

- ①各種給付の期限切れ⇨保護申請増加
 - ⇨年末の厚労省の呼びかけ評価
- ②生活保護は最後のセーフティーネットと言う考え方の誤り
 - ⇨スティグマ
 - ⇨手遅れ⇨コスト増大
- ③CWが給付管理業務に追われてケアに手が回らない
 - ⇨そもそも管理とケアの両立は困難
- ④保護申請時の転居指導問題
 - ⇨現在の家賃が住宅扶助基準以上である場合⇒転居指導へ

2) 課題

- ①ケアの強化
 - ⇨ケースワーカーの専門化
 - ⇨ケアをNPO等へ委託（給付の管理はこれまで通り直営）
 - ⇨他法優先の原則を外す・・・給付とケアの一体化のために
 - ※他制度の相談事業との一体運用可能に
- ②最後のセーフティーネットから「入りやすく出やすい制度へ」
 - ⇨早期介入が自立の可能性を上げる
 - ⇨受給後一年以内が自立率高い
 - ⇨資産要件や親族照会の廃止
 - ⇨早期受給・早期自立・・・受給者数が増えても保護費予算総額は減るという政策へ
- ②転居問題は次項で



コロナ関連③

住居確保給付金後の居住支援

1) 現状

- ①住居確保給付金の給付期限（先日再申請が認められた）
- ②相談支援が追い付かない
 - ☞現在三回目の申請から就労指導が強化
- ③そもそも住居確保給付金の収入基準が低すぎる問題
 - ☞北九州市11万3千円以下が対象・・・生活保護同等
- ④国交省住宅セーフティネット制度の家賃低廉化補助
 - ☞対象は低額所得者（月収 15.8 万円以下）住居確保給付金より基準高い
 - ☞家賃低廉化補助月額4万円（コロナ特別8万円）国と自治体の1/2負担。
 - ※補助期間10年あるいは補助金総額480万円を超えない範囲
 - ☞実施自治体が少ない（行政負担1/2）
 - ☞専用住宅（家賃補助対象）少ない・新規入居が条件（転居前提）
 - ☞専用住宅（家賃補助対象）生活保護との併用不可
- ⑤住居確保給付金終了後に生保申請した場合に起こり得る課題
 - ☞現在の家賃と住宅扶助基準に差額が生じる・・・転居指導へ
 - ☞一時扶助費増加（引っ越し、敷金、家財など）
 - ☞引っ越し自体は自己責任（物件確保、保証人確保）

2) 課題

①「転居しないで生活再建」が施策の原則

- ☞ 転居の現実的課題が大きい・・・入居困難、再引っ越し
- ☞ 心理的ダメージ
- ☞ 国が「転居指導」をしない決断必要だが問題もある
 - 1) 生活扶助費からの捻出による生活レベルの低下
 - 2) 収入控除を引き上げる
 - ☞ 現在15000円⇒3万円程度とする
 - ☞ 最低3万円程度の家賃差額を就労によって賄うことで引っ越し回避
 - ☞ さらに就労支援の入り口につながる

②生活保護ではない「住宅手当」を創設

- ☞ 生活保護のスティグマと生活保護の三点セットのハードルの高さ
- ☞ 生活保護ではない「家賃支援を含む居住支援の仕組み」創設
 - 1) 住宅セーフティネット制度の「専用住宅」拡大運用
 - 2) 公営住宅・UR空き部屋をNPO等に「支援付き住宅」として運営させる
 - 3) 民間住宅ストック活用の「支援付き住宅」の創設
 - ☞ 民間ストックの活用・・・駅から1キロ以内で利用可能48万戸
 - ☞ サブリースモデル・・・
イニシャルコスト（公費）
ランニングコスト（事業者）

NPO抱樸の生活支援付住宅 ごちゃませ型支援付き住宅「プラザ抱樸」

◆プラザ抱樸の施設概要

- ①鉄筋コンクリート8階建 耐震、耐火構造建築物
- ②居室面積21.5㎡(6.5坪)、風呂、トイレ、台所、冷暖房付き、
- ③一階 現在のビデオレンタル店(282㎡)を今後改修し、福祉事業を実施。
- ④現在85室借り上げ(一部屋管理人室)

◆支援体制

- ①管理人常駐 1名
- ②24時間相談受付
- ③相談支援員配置 1名
- ④債務保証会社による家賃見守りとオートコール活用

◆支援付き住宅入居費用費用

- ①家賃:29,000円(生活保護基準)
- ②公益費:6,050円(水道料・給湯料・町費)
- ③生活支援費:2,200円
- ④OFI賃貸保証料(継続):350円(初回の1%)
- ⑤その他初期費用
敷金:58,000円(家賃2か月分)
OFI賃貸保証料(初回):35,050円(家賃+公益費)



サブリースモデル事業持続性について

- ①元々3～3.5万円の家賃物件を2万円でサブリース
 - ②抱樸がサブリース契約
 - ③収益構造－北九州市の住宅扶助29000円
 - サブリース差益⇒9000円（月額）
 - 生活支援付債務保証⇒2000円（月額）
- ※一部屋に付11,000円（月額）の生活支援費
- ※71室のサブリース運用で年間約900万円の収入
- ☞事業費と人件費を捻出
- ※スタッフは、専門の相談支援員2名、管理人1名

属性超えた「ごちゃまぜ」型支援付き住宅群

- ⇒制度と非制度を組み合わせることで「断らない体制」を実現
- ⇒同一建物内に複数のスタッフが存在・相互に助け合う体制
- ⇒プラザ抱樞が大きな家族・入居者同士の助け合いと出会い

ごちゃまぜ型支援付き住宅

⑦介護事業所
デイサービス・訪問介護
あるいは障害A型

⑥自立援助ホーム

⑤自立準備ホーム

④日常生活支援住居施設

③障害グループホーム

②地域サロン相談窓口

①生活支援付住宅

今回新設部分

既存部分

⑦介護事業所あるいはA型作業所
(今回増設・制度)

デイ・訪問・ヘルパー・ケアマネステーション

⑥自立援助ホーム(制度増設・今後)

6室 地域交流サロン活用
児童養護施設等出身のアフターケア事業

⑤自立準備ホーム(今回増設・制度)

2室 地域交流サロン活用
刑務所出所者(生活支援付き住宅併用)

④日常生活支援住居施設(今回増設・制度)

20室 サロン1か所
常駐2名・宿直1名

③障害グループホーム(既存・制度)

2ユニット(12室) サロン2か所
支援員 5名日中常駐

②地域交流サロン相談窓口(既存・非制度)

1か所設置
地域住民と入居者の交流

①生活支援付住宅(既存・非制度)

44室
管理人常駐 相談支援員一名



コロナ関連⑤

貸付金のその後

◇緊急小口貸付数（2018年度）7,145件（2020年度）

👉84.8万件（12月2日現在）

◇総合支援貸付数（2018年度）421件（2020年度）

👉50.7万件（12月2日現在）

①緊急小口20万円×1回 総合支援20万円×3か月×3回（先日拡充）

👉最大で200万円の借金を抱える

③返済が原則

👉返済のための総合相談体制の整備必要

👉現状で150万件程度が対象として

※生活困窮者制度の5年間の相談件数 90万件

👉誰がやるのか（社協、生活困窮・・・その他？）

👉相談支援が返済業務に追われる（悪くすれば取り立て屋化）

④免除について

👉10年間（緊急小口は2年）で返済・・・10年間足かせがつく⇒自立が遅れる

👉一定の基準で一斉免除（しなければ不良債権化は必至）⇒早く終わらせた方が良い

👉免除の仕方を工夫・・・相談支援、就労支援つき

👉免除基準を非課税世帯基準より上にすべき（自立助長のため）

👉不公平感とモラルハザード・・・段階的免除なども必要



6、居住支援基本法の制定

居住支援とは、包括的かつ総合的支援。住居、生活、家族、就労、社会参加、孤立防止などすべてを包括的に支援する体制。

居住（きょじゅう）とは、一定の住まいを定め、そこに住んで自分たちの生活を営むこと。

そこに家族の生活の拠点を定めて、寝食を共にし、子供を育て、客を招き、社会活動、経済活動を行い、生活をしていくこと。

※住宅（ハコ）のみを指す概念ではない。

（フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』より）

1) 現状

- ① 居住支援は横越しの最たるもの
- ② 様々な省庁で居住支援が政策課題となっている
 - ☞ 厚労省・・・困窮、障害、介護、
 - ☞ 国交省・・・住宅確保要配慮者
 - ☞ 法務省・・・再犯防止
- ③ 2020年8月三省＋民間の合同の協議会スタート
 - ☞ 第二回が開催されていない。
 - ☞ 具体的な政策作りの場になるか？

2) 課題

- ① 縦割りを乗り越えるためのプラットフォームが必要
 - ☞ 上記合同協議会に政策チームを作る
- ② 民間ストック型の支援付き住宅の政策化のための三つの枠組み
 - 1) 調査研究・居住支援の費用対効果測定（民間ベースで2020年度実施中）
 - 2) 支援付き住宅のモデル事業（抱樸クラファン1.15億円全国10都市で展開）
 - 3) 制度あるいは法整備等への動き（今後）
- ③ 居住支援基本法（仮）のような法的枠組み必要
- ④ 超党派議連「居住支援推進議連」（仮）必要
- ⑤ 民間ストックの「支援付き住宅」化促進のための社会的投資促進の枠組み
 - ☞ 物件確保の費用を投資で賄い利息分程度を投資者に支払う。

※居住支援を全体に進めるための法的枠組みが必要☞ **居住支援基本法**

居住支援の強化に係る費用対効果の調査分析について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応として、本年4月より住居確保給付金の支給対象が拡大される等により、4月～6月の申請件数が8万件を超える等、居住支援の強化が図られているところであるが、より効果的な対応について検討を行うため、国土交通省と厚生労働省の協力の下、これまでの対策について費用対効果を推計し分析を行うとともに、効果的な支援モデルの検討を行う。

<調査内容>

1 住居確保給付金に関する調査（5自治体程度を選定予定）

（1）現在の受給状況についての実態調査

受給者の年齢、職業、家族の有無、収入の状況や家賃の状況、就労支援の実施状況等を調査する。特に、本年4月より新たに支給対象とした休業等による収入減少等により受給している者について状況を調査する。

（2）既に受給を終えた者についての実態調査

離職・廃業などにより受給し、終了した者について、受給期間、就労支援の実施状況等、終了後の住居の状況（住み替えの有無）、生活保護の受給の有無等を調査する。

2 セーフティネット住宅の家賃支援に関する調査

自治体を実施している家賃低廉化の対象となっている住宅確保要配慮者の実情について調査する。

3 支援モデルの構築と費用対効果の分析

1、2の調査結果、特に1（2）の結果等を踏まえて、住居確保給付金の受給後の住まいの在り方（現在の住まいに住み続けるか、住み替えるか等）を分類し、支援モデルとして類型化。

住み替えに要する費用、生活保護に関する費用等を整理するとともに、就労支援の効果なども整理し、分析する。

<実施主体等>

- ・ 全国居住支援法人協議会（全居協）が実施。みずほ情報総研に一部を委託。
- ・ 調査分析に際しては以下の有識者をメンバーとする検討会を実施。

（座長）

藤森克彦氏（日本福祉大学教授）

（メンバー）

大月敏雄氏（東京大学）

垣田裕介氏（大阪市大准教授）

白川泰之氏（日本大学教授）

浜井浩一氏（龍谷大学）

安延申氏（創発プラットホーム）

奥田友志（全国居住支援法人協議

会）

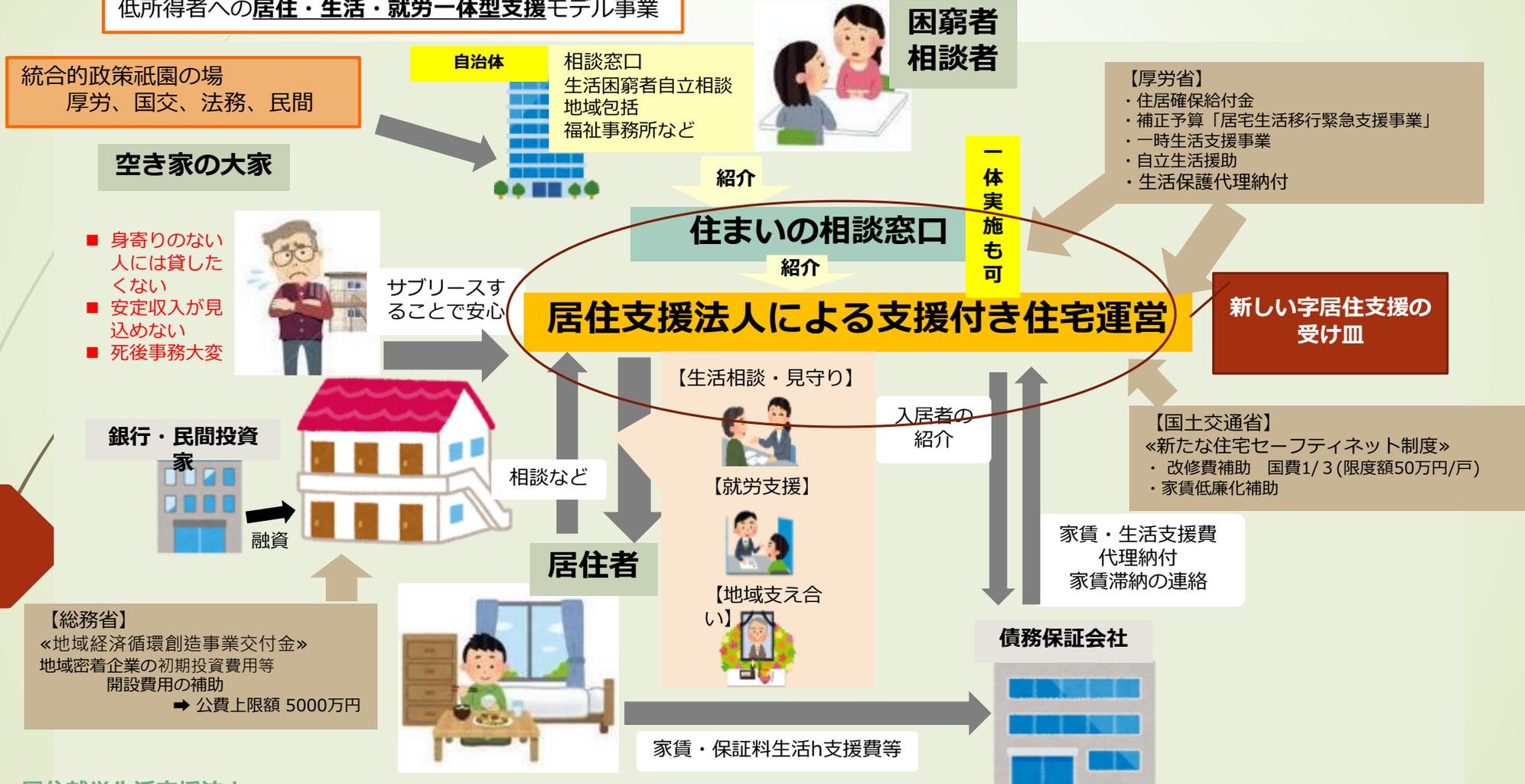
- ・ 国土交通省と厚生労働省がオブザーバーとして参加。

<予定>

- ・ 秋頃に調査結果等の暫定版を取りまとめ
- ・ 年度内に報告書取りまとめ

- 「居住支援法人」が中心となり、地方自治体、金融機関、地域の互助会等と連携し、アパート全体（一部）の借上げや、生活支援等により家賃滞納等のリスクを軽減するなど、大家が拒否しない居住支援の仕組みを構築する。各種支援や互助会による助け合い等を通じて、居住・生活・就労支援を一体的に支援し、社会の担い手として再就職につなげるまで一貫通貫のサポート体制を実現する。

居住支援法人を中心とした
低所得者への**居住・生活・就労一体型支援モデル事業**



居住就労生活支援法人

大家の安心確保：アパート一棟(もしくは一部)借上げ→サブリースし、債務保証会社と連携することで安定した家賃収入と入居者管理の手間を削減する。

居住者の安心確保：見守り支援や就労支援など、自立までの生活を一貫して支援し、リフォームされた安心安全な住まいへの入居を可能にする。

関係性の貧困の解消：互助会の見守り・助け合いにより、社会の一員としての生活を可能にする

2019年6月29日居住支援法人の全国組織設立

代表呼びかけ人



村木 厚子

元厚生労働事務次官、津田塾大学客員教授

福祉にかかわる人たちから、高齢者にとって必要なものは「安心できる居場所」「味方」「誇り」だと聞きます。刑務所出所者の支援をする矯正・保護関係の人たちから、立ち直りに必要なものは「居場所」と「出番」だと聞きます。両者に共通するのは「居場所」です。単なる「住居」でなく「居場所」を創るために、全国居住支援法人協議会は、「居宅と暮らしの一体的な支援」を目指します。皆様のご支援・ご協力を心からお願いいたします。



三好 修

株式会社三好不動産社長
全国賃貸住宅経営者協会連合会会長

近年、加速するITやAI化により変化する社会構造や法律改正の中で外国人労働者受け入れ拡大や少子高齢化が一段と進み、身寄りのない高齢者や外国人は住まいの確保が困難となる問題が絶えずあります。その一方で民間賃貸住宅の家主は時代とともに空室という問題を抱えており、私達はこの両者の間に立ち、皆様のご協力のもと、多様な問題を解決する仕組みを構築して参ります。今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



奥田 知志

NPO 法人抱模理事長
生活困窮者全国ネットワーク共同代表

ホームレス支援に携わって30年が過ぎました。住まいをなくすことがどれだけ過酷であるかをつぶさに見てきました。家を失うとは、社会生活の基盤失うことであり、「ホーム」と呼べる「つながり」を失うことです。「豊に上で死にたい」とおっしゃっていたおやじさんが、アパート入居後「俺の最期は誰が看取ってくれるだろうか」とつぶやかれたことが忘れられません。「全国居住支援法人協議会」が発足します。住宅確保が困難な人が増える中、「住まい（ハウス）と暮らし（ホーム）」を一体的に支える仕組みが必要です。居住支援法人の役割は重要です。ご参加ください！共生社会を創造しましょう！

会員登録のお願い

会員種別および年会費

1号会員（総会議決権有）：1口 30,000円

2号会員（総会議決権無）：1口 10,000円

賛助会員：団体1口 50,000円

個人1口 3,000円

<会員種別>

1号会員 当法人の目的に賛同する指定居住支援法人及び指定を目指している団体で、かつ別に定める会費を納めた法人又は個人。総会議決権を有する。

2号会員 当法人の目的に賛同する指定居住支援法人及び指定を目指している団体で、かつ別に定める会費を納めた法人又は個人。総会議決権を有しない。

賛助会員 当法人の目的に賛同し、事業を援助・後援する者又は事業成果等の情報の提供等を受けようとする者で、別に定める会費を納めた法人又は個人。

<振込先>

城南信用金庫 営業部本店

普通預金 口座番号 859992

口座名義 一般社団法人全国居住支援法人協議会

代表理事 奥田知志

フリガナ シャ/ゼンクキョウジ/クシノホウジン/キョ

※振込手数料はご負担くださいますよう、お願い申し上げます。

● お問い合わせ ●

一般社団法人 全国居住支援法人協議会
(略称：全居協)

事務局所在地：〒169-8527

東京都新宿区大久保 2-2-6

ラクアス東新宿

(パルシステム生活協同組合連合会内)

TEL：03-6273-8660 FAX：03-3232-6536

E-mail：info@zenkyokyou.jp

URL：https://www.zenkyokyou.jp



一般社団法人
全国居住法人支援協議会

入会のご案内



交流と研鑽、横断的な連携で 居住支援法人の発展を支えます

一般社団法人 全国居住支援法人協議会は、全国住居確保が困難な生活困窮者向けの事業を実施する団体等の相互の交流と研鑽の機会を提供し、国土交通省（住宅セーフティネット制度）および厚生労働省（生活困窮者自立支援制度）が横断的に連携できる枠組みを構築する協議会として、設立されました。

ぜひ会員として参加をご検討いただき、活動をご支援、ご協力くださりますよう、お願い申し上げます。

主な事業

研修会の実施
(事業・人材育成)

居住支援法人
設立支援

情報提供
(関連情報、先進事例の紹介)

住宅確保要
配慮者向け相談
(居住支援法人への紹介)

政府への提言

事業目的（定款より）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律に基づく居住支援業務に関する情報共有、同業務の質の向上、同業務の持続的活動支援及び居住支援法第40条に規定する法人相互の連携強化を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会員への情報提供、研修会の実施に関わる事業
- (2) 行政への政策提言、要望に関する事業
- (3) 住宅確保要配慮者、メディアへの情報提供、啓発に関わる事業
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- (5) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

【対象】

居住支援法人および居住支援法人を目指す団体

【主な活動（会員特典）】

- ① 全国研修会実施（居住支援法人の事業・人材育成）
- ② 情報提供（各省庁の居住に関する情報、居住支援法人事業の紹介）
- ③ 住宅確保要配慮者向け相談（居住支援法人へのつなぎ）
- ④ 居住支援法人向けの相談・講師紹介
- ⑤ 政府への提言
- ⑥ 居住支援法人設立支援

【発定準備会メンバー】

村木厚子
(元厚生労働事務次官、津田塾大学客員教授)

三好修
(三好不動産社長、全国賃貸住宅経営者協会連合会会長)

奥田知志
(NPO 法人物産理事長、生活困窮者全国ネットワーク共同代表)

高橋猛士
(東京通信大学人間福祉学部教授、高齢者住宅財団前理事長)

北岡賢剛
(社会福祉法人グロー理事長)

大月敏雄
(東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授)

芝田淳
(NPO 法人やどかりサポート鹿児島理事長、司法書士)

石田敦史
(VILシステム連合会代表理事理事長)

那珂正
(高齢者住宅財団理事長)

西澤希和子
(株式会社あんど代表取締役共同代表)



ご清聴ありがとうございました